

悪臭防止法に基づく規制地域指定及び規制基準の変更について

○改定内容

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の新旧対照表

改正前			改正			
○悪臭防止法第3条（規制地域）			○悪臭防止法第3条（規制地域）			
第1表（1関係）			第1表（1関係） 須坂市全域を規制地域とする			
左 欄	右 欄		左 欄	右 欄		
	第1地域 （住居系、商業系）	第2地域 （その他区域）		第1地域 （住居系）	第2地域 （商業系、その他区域）	第3地域 （工業系）
須 坂 市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域	工業地域、付表の須坂市の項の1の地域	須 坂 市	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、都市計画公園	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域（市街化調整区域、都市計画区域外の区域）	工業地域及び工業専用地域
付表						
須坂市のうち、次に掲げる地域						
ア～テ 省略						
ト 大字八町						
ナ 大字野辺字傘木、字合戦塚、字住生畑、字鶴ノ春、字亀ノ春、字松ノ春、字竹ノ春、字二本松、字四枚畑、字村前、字村石、字横松原、字鳥番屋、字二枚割、 字十三塚、字野辺天神、字桑市場、字大明神並びに字吹原、字中原の各一部						
ニ～フ 省略						

改正前

○規制基準

1 (法第4条第1項第1号：特定悪臭物質濃度)

悪臭物質の名称	敷地境界線の規制基準	
	第1地域	第2地域
ア ン モ ニ ア	2 ppm	5 ppm
メチルメルカプタン	0.004	0.01
硫 化 水 素	0.06	0.2
硫 化 メ チ ル	0.05	0.2
トリメチルアミン	0.02	0.07
二 硫 化 メ チ ル	0.03	0.1
アセトアルデヒド	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルパレルアルデヒド	0.09	0.02
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	4
酢 酸 エ チ ル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
ト ル エ ン	10	30
キ シ レ ン	1	2
ス チ レ ン	0.8	2
プ ロ ピ オ ン 酸	0.07	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.002	0.006
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.002	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.004	0.01

2 気体排出施設から排出される悪臭物質に係る規制基準 (法第4条第1項第2号)

3 排水に含まれる悪臭物質に係る規制基準(法第4条第1項第3号)

排水の流量 区分(m ³ /秒)	0.001以下の場 合		0.001を超え、 0.1以下の場合		0.1を超える場 合	
	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域
悪臭物質の名称						
メチルメルカプタン (mg/l)	0.06	0.2	0.01	0.03	0.003	0.007
硫 化 水 素	0.3	1	0.07	0.2	0.02	0.05
硫 化 メ チ ル	2	6	0.3	1	0.07	0.3
二硫化メチル	2	6	0.4	1	0.09	0.3

改正

○規制基準

(法第4条第2項：臭気指数規制)

規制場所の区分	規制地域の区分		
	第1地域 (住居系)	第2地域 (商業系、その他区域)	第3地域 (工業系)
敷地境界線 (1号基準)	臭気指数 11	臭気指数 13	臭気指数 15
気体排出口 (2号基準)	1号の許容限度を基礎として、環境省令で定める方法により、排出口の高さに応じて、臭気排出強度又は排出気体の臭気指数の許容限度		
排 出 水 (3号基準)	臭気指数 27	臭気指数 29	臭気指数 31

臭気指数のイメージ図



(出典：環境省パンフレット「悪臭防止の手引き」)

臭気の判定試験風景



(写真提供：環境省)